

母子世帯自立支援プログラム

小田原市生活保護受給母子世帯自立支援プログラム実施要綱

第1条（目的）

この要綱は、小田原市母子世帯自立支援プログラム（以下、「本プログラム」という。）として、生活保護受給者のうち、母子世帯の母を対象とし、就労及び子の保育施設入所等を支援して行く事により、その世帯の経済的自立及び社会的自立を促進する事を目的とする。

第2条（対象者等）

本プログラムは、小田原市において生活保護法の規定による保護を受給している者のうち、母子世帯の母を対象者とする。

第3条（プログラム内容）

本プログラムの内容等は、次に掲げるものとする。

- （1）選定 各ケースワーカーは担当世帯のうち、本プログラムの対象となる世帯を選定する。
- （2）自立阻害要件の特定 対象者との面談等を通じて、自立阻害要因を特定する。
- （3）支援 自立阻害要因を特定したら、各フローチャートを基に経済的自立及び社会的自立に向けて支援する。

第4条（様式）

本プログラムに必要な様式は、別に定めるものとする。

第5条（関係機関との連携等）

本プログラムを実施するにあたっては、対象者に対し、本事業の趣旨の徹底を図るとともに、子育て支援課、公共職業安定所その他の関係機関との連携に努める事とする。

1 目的

全国的に生活保護率が増加する中、離婚の増加などによって生活保護世帯の中で母子世帯の存在が大きくなってきた。生活保護における母子世帯とは、単に金銭的な問題にとどまらず、子供の生育環境にとっても大きな影響を与える。

また、母子世帯の中には不就労の母親も多く見受けられ、社会学的にも幼児期における家庭の人格形成機能が大きいと叫ばれる中、そういった世帯で育つ子供が就労への感覚を持たないまま大人になり、生活保護を受け続けるといった貧困の連鎖が考えられる。そのため、母子世帯の自立は生活保護からの脱却にとどまらない大きな課題といえよう。そこで、今回本市において母子世帯の自立を目指し、母子世帯自立支援プログラムを策定するに至った。

2 自立支援プログラム策定にあたっての重要事項

母子世帯の自立支援プログラムを策定する上で重要な要素がいくつか挙げられる。

一つ目に「実効性」とともに「実行性」の問題である。自立支援ともなれば、債務問題の解決など多岐に渡るが、長期的な視点で見れば就労支援が主な取り組みになっていく。しかし、プログラムを実行するにあたり、多くの書類記入が必要など、煩雑なプログラムでは実行性を得ることができない。そこで、プログラムは取り組みやすい効率的、効果的なものでなければならない。

二つ目に支援される側、母親の視点を忘れないことが重要である。自立支援プログラムは生活保護費削減などの行政側の都合が優先されがちであるが、それとともにあくまで、生活保護（母子）世帯のためのものであることが重要である。人が指導や助言のもとに自発的に行動を行うには発信元との「信頼関係」が構築されていることが重要である。そこで、このプログラムが行政側を優先したものではあってはならず、あくまで母子世帯の将来に渡った生活の改善を目指したものであることが重要である。そういった意味で、プログラムが母子世帯の自発的な自立心を促すようなものである必要がある。

3 具体的なプログラムの取り組みについて

まず、プログラムをフローチャートにし、その後、各段階の詳細を説明していくこととする。

大まかに三つの類型に分ける

① 対象者の選定について（プログラムスタート）

本プログラムにおける対象者の選定については、原則、全母子世帯が対象となるが、効率性が要求される以上、自立助長ケース等、自立が見込まれる世帯を各CWによる裁量によって判断し、プログラムへ参加させることが必要であろう。

② 課題の分析、インテーク（聞き取り、相談引き受け）作業

自立支援については、ここでの作業が非常に重要である。課題がどこにあるのかを見誤れば支援が効果を得ないものとなることは言うまでもない。それとともに、インテークを重視することによって先に述べた、当プログラムが行政側だけの利を図ったものでないことを理解してもらい、自立にあたっての悩みや不安をまず聴き入れ、それに対して解決方法を提案していくことで信頼関係構築が図れるのである。自立支援はあくまで支援であり、自立を目指すのが対象者である以上、対象者の自立意思が高まることが必要不可欠である。そこでインテーク作業を密に行うことにより信頼を得て、自立意思を高めながら支援を行っていくことが重要なのである。

この段階においては、各CWが直に対象者と面談し、課題の分析に努めることとなる。また、処遇及び現状把握のために関係資料1にある母子家庭自立支援プログラム進捗状況表を利用されたい。

③ 支援世帯の類型化

支援世帯を大まかに分けた上でさらに詳細なプログラムにのせるため、方向性を位置づける（各CWが個別に作業）。

阻害要因：就労阻害要因なし

① 本人とCWの話し合い

就労指導を開始する際の始まりの作業であり、大切な作業である。ここではまず、対象者から希望職種の聞き取り、資格取得希望の有無、既に就労しているケースについては、時間延長などによる増収が可能かどうかということ聞いていくこととなる。いわば今後どのように動いていくのかということを対象者とともに模索し、方向付けていく作業となる。また、就労支援員の活用等、流れを説明していくこととなる。

② 一時扶助支給の検討

一時扶助支給、特に技能習得費については資格の取得にあたり有効的である。資格を取得することで、自立の助長に役立つ（生計の維持に役立つ）職に就職することが期待できる。支給に当たっては、技能習得費の必要性を十分に検討した上で支給することが必要である。特に技能習得費の趣旨目的について十分な説明を行い、その実態を調査確認の上、支給を行うこと。また、技能習得状況の経過を適切に把握し助言指導を行うことが必要である。

③ 就労支援員の活用・就労指導

就労指導における主な作業である。意欲付けがようやく出来たととしても、採用されないことには自立に繋がらず、結果が出せない。そこでここでは、**採用されるための基本的な知識等を就労支援員と面談を通して学んでいくことが重要**である。具体的には、身だしなみ、履歴書の記入方法、面接時の心構えなどである。もちろん意欲が何より大事であるから当段階においても就労意欲の喚起に励むことは言うまでもない。

実際に就労支援員との面談を終えるといよいよ職安同行訪問を行うこととなる。職安に同行することの意義は、対象者の求職に対する意欲、姿勢を感じ取れること、職業安定所の相談員との連携が深められること、対象者との距離が縮まることなどが挙げられる。そのため職安へ同行訪問し、対象者に合った職業をCWもしくは、就労支援員との協働により見つけていくことが必要である。よって、初回だけでも3者で行くことが望ましい。

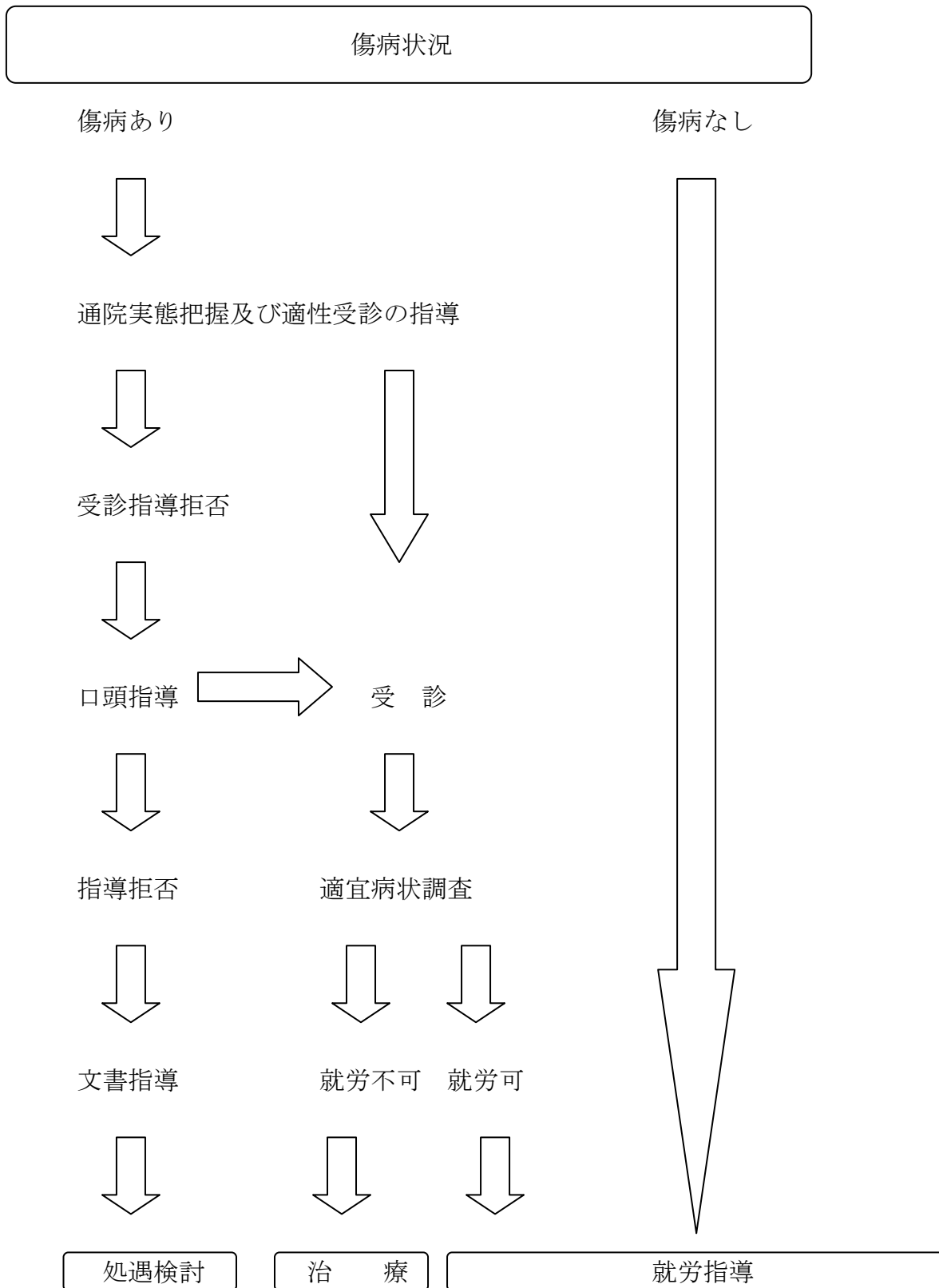
さらに**対象者との面談や、職安への同行後、就労支援員から見た対象者の足りない部分、問題点を担当CWに伝えるフィードバック作業も重要**である。なぜ採用されないのか、そこには必ず問題があるはずであり、問題があれば解決していかなければならない。

④ 増収について

増収の主な理由は**時間延長によるものが多い**。週2日や週3日での就労を求める企業は少ない。企業にとっては、できるだけ少ない人材で仕事を回すほうが、社内教育がしやすく、人件費を抑えやすいからである。また、新たに職を探していくより既に就いている職について時間延長を求めるほうが、簡易である場合もある。時間延長をできるだけするよう対象者に助言していき、難しいようであれば増収に向け、空いた時間で求職活動を進めていくことが重要である。但し、会社とのトラブルを避けるため、慎重に勧める必要がある。

阻害要因：傷病

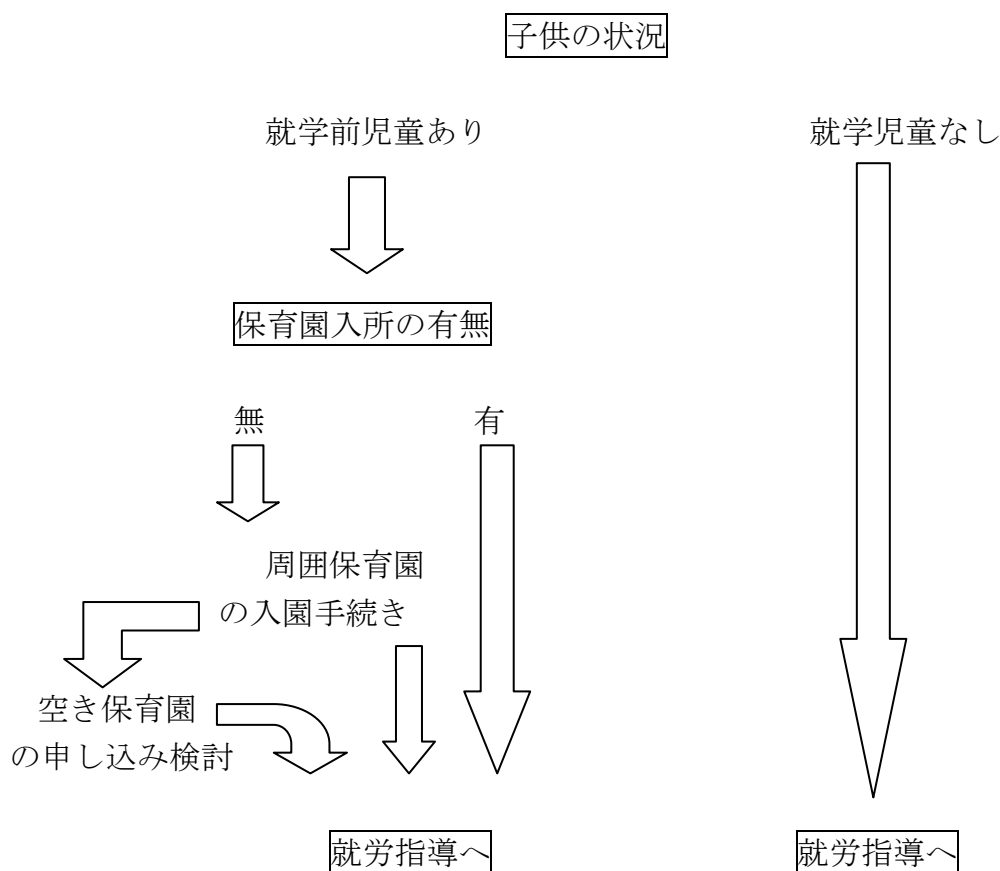
阻害要因：傷病の場合のフローチャート



病状調査実施における注意事項

- (1) 開始調査における病状調査の際に、主治医へ今後の見通し(治療方法・治療期間)について確認する。
- (2) 主治医より明確に期間が提示される際には、必ず期間内に再度病状調査を行う。
- (3) 期間の提示がない場合には、対象者宅の訪問調査、病状把握を行ったうえで、最低6ヵ月に1度は調査を行うこと。
- (4) 長期にわたる事が主治医から提示されている場合についても、年1回は病状調査を行うこと。
- (5) 病状調査では、通院状況や服薬状況など、対象者に対して指導すべき事項を必ず確認すること。
- (6) 病状調査後、指導事項が主治医から出されている場合には、これを処遇上反映させること。
- (7) 再三の指導に従わない場合には、文書指導を含め、所内検討を開催し処遇検討を行う。

阻害要因：子育て



保育園入所の流れ

- (1) 対象者が保育園入所申込みを行っているかどうか、子育て支援課へ照会を行う。
- (2) 行っていない場合は、対象者の意向及び各保育園の申込み状況を確認のうえ、入所に結びつきやすい保育園への申込みを助言する。
既に行っている場合は、対象者の加算点数を把握するとともに、基準表をもとに更に加算される要因が無いか点検を行う。
- (3) 対象者が申込みを行っている保育園の状況を勘案し、他の保育園への申込み変更を助言するかどうか、検討を行う。
- (4) 対象者の状況については、毎月1日付で子育て支援課より回答を貰う。回答の結果、状況に変化がある際には、適宜対象者へ確認を行う。
- (5) 入所が可能となる時期になると、子育て支援課から申込者に対して確認の電話(入る意志が有るかどうか)が入る。一度入所の機会を自ら断ってしまうと、入所の意思及び必要性が無いと見なされてしまい、入所申込み対象から除かれてしまうので留意。

前夫実地調査について

- (1) 前夫に対する実地調査を行う際は、地区担当員と調査担当者(調査担当者が居ない場合は、前担当者など他に1名を選定)の2名で行うこととする。
- (2) また、実地調査にあたり前夫の資産・収入調査を必ず行うこと。
- (3) 資産調査については、生活保護法第29条に基づく調査権限によるものであることを明確に説明すること。
- (4) 扶養義務調査にあたり、生活保護制度の説明及び民法上の扶養義務について説明すること。
- (5) 実地調査を行う前に、離婚に際し、公正証書の作成や裁判等の法的な決定事項がないかどうかの確認を行うこと。
- (6) 連絡先が判明している場合は、可能な限り電話連絡にて日程調整を行う事とするが、不可能な場合は訪問のうえ、不在の場合は連絡票を投函する。
- (7) 調査の結果、十分な資力があるにもかかわらず扶養を履行しない場合については、所内検討を開催したうえで処遇を決定する。

なお、進捗状況を確認するために関係資料2 扶養照会進捗状況表を利用されたい。

扶養義務者への調査について

1. 基本的な流れ

重点的扶養義務者が管内にいる場合

↓

基本的に実地調査を行う

↓

直接照会することが真に適切と

認められない等、やむをえない事情がある場合

→ 回答期限を付して文書照会

↓

回答がない時は改めて回答期限を付して文書照会

※回答がない場合は、その者の居住地を所管する保護の実施機関へ調査以来も検討

2. 調査項目

調査対象者の世帯構成、職業、収入、課税所得、社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除、家族手当の受給及びその他の扶養
→生活保護法第 29 条に基づく調査権限により行うこと

3. 扶養の履行について

十分な扶養能力があるにも関わらず、正当な理由なくして扶養を拒み、他の円満な解決方法がない場合は、家庭裁判所への調停・審判の申立ても検討する。

→画一的・形式的にならないように注意

*要保護者に行わせることが適当でない場合は、社会福祉主事が要保護者の委任を受けて申立ての代行を行うことも可能

4. 法第 77 条との関係

家庭裁判所への申立てと並行し、とりあえず保護の決定を行った後、法第 77 条の規定により扶養義務者から扶養可能額の範囲内において保護に要した費用を徴収することも検討

【参考】

Q1. 扶養能力の判断基準

A1. 所得税が課されない程度であれば扶養能力がないものとして取扱ってよい

Q2. 扶養についての感情論

A2. 扶養義務者に能力があり、かつ、扶養の意向を示している場合はそれを受けないことは許されない

Q3. 扶養の程度

A3. 生活保持義務者

→扶養義務者の最低生活費を超過する部分。または社会通念上、ふさわしいと考えられる額

世帯分離された生活保持義務者、兄弟及び相対的扶養義務者

→社会通念上、それらの者にふさわしいと認められる程度の生活を損なわない限度